

令和 2 年 4 月 2 4 日

経 済 観 光 部

唐津市ふるさと会館の指定取消しに伴う 施設使用料等請求訴訟の判決確定について

概要 市が提起していた唐津市ふるさと会館の指定取消しに伴う施設使用料等請求訴訟の判決が確定しました。本市の請求額はすべて認められました。

1 訴訟概要

- (1) 訴訟提起の日 平成 3 0 年 2 月 1 5 日
- (2) 相手方 株式会社 Asile、株式会社グッドジョブカンパニー
- (3) 訴訟内容 市は、唐津市ふるさと会館の指定管理者である「株式会社 Asile 唐津市ふるさと会館管理運営共同事業体」の債務不履行を理由に指定管理者の指定取消しを行い、債務不履行に基づく損害賠償金及び未払いの施設使用料等について、共同事業体の構成企業に対し支払いを求めていたもの。
- (4) 判決言渡し日 令和 2 年 3 月 3 0 日
- (5) 判決確定日 令和 2 年 4 月 1 8 日（相手方からの控訴なし）

2 判決結果

市の請求額はすべて認められました（詳細別紙）。

3 市長コメント

唐津市ふるさと会館の指定取消しに伴う施設使用料等請求訴訟の判決確定を受けまして、相手方に対し、判決に基づく損害賠償金等の支払いを求めてまいります。

唐津市長 峰 達郎

（本件の問い合わせ先）

経済観光部商工振興課（担当：吉岡）

電話：直通 53-7500（内線 2341）

唐津市ふるさと会館の指定取消しに係る施設使用料等請求訴訟の
判決結果について

1 判決確定までの経緯

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 指定取消の日 | 平成29年10月2日 |
| (2) 訴訟提起の日 | 平成30年2月15日 |
| (3) 判決言渡し日 | 令和2年3月30日 |
| | (この間、どちらからも控訴の申立てなし) |
| (4) 判決確定日 | 令和2年4月18日 |
| (5) 判決確定証明書受理日 | 令和2年4月22日 |

2 判決内容

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 当初請求額 | 7,281,802 円 |
| (2) 請求拡張額 | 3,039,364 円 (不当利得の返還請求を追加) |
| (3) 最終請求額 | 10,321,166 円 |
| (4) 裁判所が認めた額 | 10,321,166 円 |
| (5) 相殺額 | 2,833,068 円* |
| (6) 判決主文で認められた額 | 7,488,098 円 |

※市が指定取消し以前から被告側に対して有していた既存債務が裁判手続内で相殺されたもの。